

2021年1月19日

株主各位

募集新株予約権発行に関する取締役会決議公告

東京都中央区八重洲一丁目1番6号

株式会社東陽テクニカ

代表取締役社長 高野 俊也

2021年1月18日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議しましたので、会社法第240条第2項及び第3項の規定に基づき、公告いたします。

記

I. 株式報酬型ストックオプション (Aタイプ)

1. 募集新株予約権の名称

株式会社東陽テクニカ 2021年新株予約権(株式報酬型ストックオプションAタイプ)

2. 募集新株予約権の総数

当社取締役に対して、205個とする。

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、I.において「付与株式数」という)は100株とする。ただし、後記13に定める新株予約権を割り当てる日(以下、I.において「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、I.において株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付

与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者（以下、I.において「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

#### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 5. 新株予約権を行使することができる期間

2021年2月6日から2051年2月5日までとする。

#### 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### 8. 新株予約権の取得事由及び条件

- ① 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

ア. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

イ. 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

- ウ. 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- オ. 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ② 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

#### 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、I.において「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、I.において同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、I.において「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、I.において「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記3に従って決定される当該新株予約権の目的である

再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記 5 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 5 に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記 6 に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記 8 に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使の条件

後記 11 に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、前記 5 の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時点（以下、I. において「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 前記①に関わらず、新株予約権者は、前記 5 の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記 9 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が2050年2月5日に至るまでに権利行使開始日を迎えてなかった場合

2050年2月6日から2051年2月5日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株

式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から 15 日間

- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとする。
- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1 株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2021 年 2 月 5 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1 円
- ④ 予想残存期間（T）：5.49 年
- ⑤ 株価変動性（σ）：5.49 年間（2015 年 8 月 11 日から 2021 年 2 月 5 日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：1 株当たりの配当金（2020 年 9 月期の配当金）÷前記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N(·)）

なお、前記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務が相殺される。

13. 新株予約権を割り当てる日

2021年2月5日とする。

14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月5日とする。

15. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社取締役 5名

## II. 株式報酬型ストックオプション (Cタイプ)

1. 募集新株予約権の名称

株式会社東陽テクニカ 2021年新株予約権(株式報酬型ストックオプションCタイプ)

2. 募集新株予約権の総数

当社従業員に対して、206個とする。

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、II.において「付与株式数」という)は100株とする。ただし、後記13に定める新株予約権を割り当てる日(以下、II.において「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、II.において株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者（以下、Ⅱ.において「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2022年2月5日から2032年2月4日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

ア. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

イ. 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

ウ. 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得につい

て当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
オ. 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得  
について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が  
株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける  
定款の変更承認の議案

- ② 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約  
権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無  
償で取得し消却することができるものとする。

#### 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分  
割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転  
（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、Ⅱ. におい  
て「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合  
併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の  
成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分  
割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株  
式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、Ⅱ. において同じ）  
の直前において残存する新株予約権（以下、Ⅱ. において「残存新株予約権」とい  
う）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1  
項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、Ⅱ. において「再編対象会社」  
という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿っ  
て再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収  
分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを  
条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 3 に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定めら  
れる再編後行使価額に前記 3 に従って決定される当該新株予約権の目的である  
再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交  
付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象



会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記5に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記8に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の行使の条件

後記11に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社グループの取締役、従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 前記①に関わらず、新株予約権者は、前記5の期間内において、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できる。ただし、前記9に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとする。

- ⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2021年2月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1円
- ④ 予想残存期間（T）：6.00年
- ⑤ 株価変動性（ $\sigma$ ）：6.00年間（2015年2月6日から2021年2月5日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（2020年9月期の配当金）÷前記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N(·)）

なお、前記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務が相殺される。

## 13. 新株予約権を割り当てる日

2021年2月5日とする。

## 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月5日とする。

## 15. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社従業員 6名

### Ⅲ. 株式報酬型ストックオプション (Dタイプ)

#### 1. 募集新株予約権の名称

株式会社東陽テクニカ 2021 年新株予約権 (株式報酬型ストックオプション Dタイプ)

#### 2. 募集新株予約権の総数

当社従業員に対して、20 個とする。

前記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

#### 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数 (以下、Ⅲ. において「付与株式数」という) は 100 株とする。ただし、後記 13 に定める新株予約権を割り当てる日 (以下、Ⅲ. において「割当日」という) 以降、当社が当社普通株式の株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下、Ⅲ. において株式分割の記載につき同じ) または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日 (基準日を定めないときはその効力発生日) 以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された新株予約権を保有する者 (以下、Ⅲ. において「新株予約権者」という) に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

2021年2月6日から2051年2月5日までとする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得事由及び条件

① 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

ア. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

イ. 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

ウ. 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

エ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

オ. 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

## 9. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、Ⅲ.において「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下、Ⅲ.において同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、Ⅲ.において「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、Ⅲ.において「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

### ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記3に準じて決定する。

### ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

### ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記5に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記5に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記6に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項

前記 8 に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

後記 11 に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、前記 5 の期間内において、当社または当社グループのいずれの地位をも喪失した時点（以下、Ⅲ. において「権利行使開始日」という）以降、新株予約権を行使できる。ただし、この場合、新株予約権者は、権利行使開始日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 前記①に関わらず、新株予約権者は、前記 5 の期間内において、以下のア. またはイ. に定める場合（ただし、イ. については、前記 9 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約もしくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア. 新株予約権者が 2050 年 2 月 5 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2050 年 2 月 6 日から 2051 年 2 月 5 日

イ. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）

当該承認日の翌日から 15 日間

③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

④ 新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める相続人が、新株予約権を承継するものとする。

⑤ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 12. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（C）
- ② 株価（S）：2021年2月5日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（X）：1円
- ④ 予想残存期間（T）：1.00年
- ⑤ 株価変動性（ $\sigma$ ）：1.00年間（2020年2月6日から2021年2月5日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- ⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（2020年9月期の配当金）÷前記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N(·)）

なお、前記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

また、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務が相殺される。

## 13. 新株予約権を割り当てる日

2021年2月5日とする。

## 14. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年2月5日とする。

## 15. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数

当社従業員 2名

以上